

## 建設業者を指名停止しました

### 1 事案の概要

新明和工業株式会社は、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から同法の規定に基づき、課徴金減免制度の適用を受けた違反事業者として公表された。

このことは東かがわ市建設工事指名停止等措置要領別表第13号（イ）（独占禁止法違反行為／県外）に該当するので、同要領第1条に基づき、指名停止を行う。

### 2 指名停止業者・所在地・指名停止期間

業者名	所在地	指名停止期間
新明和工業株式会社 代表取締役 五十川 龍之	兵庫県宝塚市新明和町 1-1	令和8年1月9日 ～令和8年4月8日 (3か月間)